

## 令和6年分年末調整における定額減税に関するお知らせ

令和6年分の年末調整における定額減税（「年調減税」といいます。年調減税額はご本人の所得税額が限度となります。）を正しく行うため、年末調整等に必要な申告書類の記載事項等について、留意点をお知らせします。

なお、年調減税の対象者は、扶養控除等申告書を提出している方で、ご本人の合計所得金額が1,805万円以下の方です。

また、年調減税の対象となる配偶者及び扶養親族については、居住者（日本にお住まいの方）であって、合計所得金額が48万円（給与収入だけの場合は103万円）以下の方に限られます。

$$\text{年調減税額} = \text{納税者本人 } 30,000 \text{ 円} + \text{同一生計配偶者および扶養親族等の人数} \times 30,000 \text{ 円}$$

### 【各種申告書の記載についての留意点】

#### 1 基礎控除申告書

家賃収入など給与以外の収入がある方は、ご本人の合計所得金額（見積額）を必ず記載してください。合計所得金額が1,805万円以下の方は、年調減税の対象となります。

なお、合計所得金額が1,805万円を超える場合には、扶養されている配偶者やご家族を含めて年調減税の適用はありません。

#### 2 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

令和6年分の「配偶者控除等申告書」は「年末調整に係る定額減税のための申告書」との兼用様式になっています。

配偶者の合計所得金額が48万円以下で、ご本人の合計所得金額が1,000万円超であれば配偶者控除を受けることはできませんが、ご本人の合計所得金額が1,805万円以下であれば配偶者も年調減税の対象となります。この場合には、申告書の右下にある「配偶者定額減税対象」欄の□にチェック（☑）を入れてください。

#### 3 扶養控除等（異動）申告書

扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族についても、ご本人の合計所得金額が1,805万円以下であれば年調減税の対象となりますので、下段の「住民税に関する事項」の「16歳未満の扶養親族」欄への記載を忘れないよう願います。

6月以降に実施された月次減税時の控除対象配偶者や扶養親族に変更のある方は、変更内容を必ず記載してください。また、合計所得金額（見積額）も必ず記載願います。

記載漏れや記載内容に誤りがあると、正しく定額減税を行うことができません。